

令和4年度
厚木市市民協働推進条例
運用状況報告書

厚木市
協働安全部 市民協働推進課

目次

はじめに	1
第1条（目的）	2
第2条（定義）	2
第3条（基本原則）	2
第4条（市民による市民協働の推進）	3
第5条（市民活動団体の役割）	3
第6条（市等の責務）	3
第7条（市民協働事業）	5
第8条（人材育成等）	7
第9条（推進体制の整備）	8
第10条（市民協働推進基金の設置）	10
第11条（市民協働推進委員会）	11
第12条（評価等）	11
第13条（委任）	12

はじめに

厚木市市民協働推進条例は、厚木市自治基本条例に規定されている自治の基本理念である「協働による自治」を着実に推進し、誰もが分かりやすく、実行性あるものとするため、市民協働のルールとして、平成24年10月11日に施行されました。この市民協働推進条例は、市民協働に関する基本的事項や役割等を規定し、市民協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

条例は、制定するのみでなく、盛り込まれた各規定に基づき、積極的に取り組むことによって、初めてその真価を発揮します。市民協働推進条例では、条例に基づく取組の実行性を担保するため、第11条第1項において「市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。」と規定し、さらに、同条第2項において「市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない」と定めています。

本報告書は、市民協働推進条例第11条第2項の規定に基づき、令和4年度の市民協働推進条例の運用状況を市民協働推進委員会に報告するものです。

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 自治基本条例第3条第4号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。
- (2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。
- (3) 市民活動団体 自治基本条例第3条第6号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのある活動

(基本原則)

第3条 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。
- (2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。
- (3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。
- (4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。
- (5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

(市民による市民協働の推進)

第4条 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。
2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。
2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。
3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。
2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。
3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

運用状況

1 市民活動団体への財政的支援

市民協働の担い手である市民活動団体の運営及び公益性の高い事業に対し、補助金等を交付することにより、その活動の活性化を図りました。

【令和4年度実施実績】

- (1) 市民活動推進補助金 (9団体)
- (2) 自治会活動補助金 (216自治会)
- (3) 自治会連絡協議会補助金
- (4) 地域づくり推進事業補助金 (15地区)
- (5) 全国県人会連合会活動補助金
- (6) 地区地域福祉推進委員会交付金 (15地区)
- (7) 民生委員児童委員協議会補助金 など

※ 財政的支援以外の支援として、活動場所の確保(場合によっては使用料の減免)、広報あつぎ等でのPR、本市以外の補助制度の紹介、市民活動団体同士の連携の調整などを行いました。

2 市民協働に関する職員研修

市民協働についての認識を深め、市職員一人一人の意識改革を図るため、職員研修を実施しました。

【令和4年度実施実績】

(1) 庁内研修

ア 新採用職員研修

- (ア) 対象者 令和4年4月1日及び令和4年10月1日付け新採用職員
- (イ) 開催日 令和5年1月17日及び19日
- (ウ) 受講者数 61人
- (エ) 内容 市民協働とは、本市における市民協働の位置付け、市民協働の取組事例 ほか

イ 市民協働研修講座

- (ア) 対象者 入庁6年目のうち指名した職員
- (イ) 開催日 令和5年1月30日
- (ウ) 受講者数 27人
- (エ) 内容 厚木市の考える協働とは、その事例の紹介
協働の視点、協働の改善、協働の提案+ワークショップ

(2) 派遣研修

ア 一般社団法人日本経営協会

- (ア) 対象者 市民協働推進課職員
- (イ) 開催日 令和4年11月28日～11月29日
- (ウ) 受講者数 1人
- (エ) 内容 協働型行政の課題と解決

3 市民協働の推進に参加しやすい仕組みづくり

市民の皆さんや市民活動団体が市民協働によるまちづくりの推進に参加しやすい仕組みとして設けている制度を引き続き運用しました。

【令和4年度実施実績】

- (1) 市民協働事業提案制度
- (2) まち美化パートナー制度
- (3) 市民協働推進基金
- (4) 厚木市指定NPO法人制度
- (5) 自治会加入促進 など

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

運用状況

1 市民協働事業の実施形態

様々な形態により、市民協働事業を実施しました。

【令和4年度実施実績】

(1) 共催	27事業(+3)
(2) 後援	210事業(+78)
(3) 実行委員会・協議会等	108事業(+1)
(4) 委託	21事業(±0)
(5) 研究会・懇話会・政策提言等	5事業(±0)
(6) 事業協力	22事業(-1)
(7) 補助金等	39事業(+6)
合計	432事業(+87)

※（ ）は前年度からの増減

2 提案できる市民協働事業

市民協働の担い手が、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる制度として、市民協働事業提案制度やまち美化パートナー制度等があります。

《市民協働事業提案制度》

市民協働事業提案制度は、市民活動団体の専門性をいかした公益的な事業の提案を公募し、団体と市が連携・協力して、事業を実施する制度です。

本制度には、市民活動団体が企画提案を行う市民提案型協働事業と、あらかじめ市がテーマ、計画及び事業等の概要を示し、それを基に、市民活動団体が企画提案を行う行政提案型協働事業の2種類があります。

令和4年度は、市民提案型の4事業と行政提案型の1事業を実施しました。

また、令和5年度市民協働提案事業の募集・採択をしました。

【令和4年度実施実績】

(1) 市民提案型

- ア 厚木市がん啓発・両立支援プロジェクト
- イ あつぎごちやまぜフェス
- ウ スポーツによる地域活性化
- エ わくわくクラシック鑑賞術講座

(2) 行政提案型

地球温暖化防止・省エネ行動普及啓発事業

【令和5年度事業の募集・採択】

(1) 募集方法

- ア ホームページ
- イ 広報あつぎ
- ウ 市民活動団体へのメール
- エ 庁内各課から関係団体に周知

(2) 採択した事業

- ア あつぎ気候市民会議
- イ 厚木市がん啓発・両立支援プロジェクト
- ウ 地球温暖化防止・省エネ行動普及啓発事業

《アダプト制度》

アダプト制度は、道路、河川及び公園等の公共施設において環境美化活動に取り組んでいただくボランティア団体を募る制度です。

市は、それらの団体の活動に対して必要な支援を行い、市民の皆さんと市が協働して、地域の快適で美しい環境づくりを推進しています。

【令和4年度実施実績】

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 公園緑地課 | 62団体(+1) |
| (2) 生活環境課 | 36団体(±0) |
| (3) 道路維持課 | 52団体(+4) |
| (4) 下水道施設課 | 2団体(±0) |
| 合計 | 152団体(+5) |

※（ ）は前年度からの増減

3 市民協働事業に関する要綱の制定状況

市民協働事業の提案について、必要な事項を要綱で定めています。

- (1) 市民協働事業提案制度実施要綱
- (2) まち美化パートナー制度実施要綱
- (3) 花未来事業実施要綱
- (4) 道路里親制度実施要綱

4 目的、内容、成果等の公開

市民協働事業提案制度の目的、内容及び成果等の事業報告をホームページで公開し、周知を図りました。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

運用状況

1 ボランティア機会の提供

次世代の市民協働の担い手である若い世代に、様々な分野の活動体験プログラムを提供する「夏休みボランティア体験」を実施しました。

【令和4年度実施実績】

(1) 日程

- | | |
|--------------|-----------------|
| ア オリエンテーション | 令和4年7月16日 |
| イ ボランティア活動期間 | 令和4年7月22日～8月19日 |
| ウ 体験報告会 | 令和4年8月20日 |

(2) 参加者数 28人

(3) 受入団体数 9団体

2 市民活動団体向け講座の開催

市内で行われている市民活動やボランティア活動を支援し、また活動を活力あるものとするために、実践で役立つ研修を行い、活動の推進・充実を図る。

【令和4年度実施実績】

市民協働スキルアップ研修（講師 厚木市ボランティア相談員）

(1) 対象者

- ア 厚木市内を拠点とする市民活動やボランティア活動に取り組んでいる人。
- イ アに関する活動をこれから始めようとする人。

(2) 開催日

令和5年3月23日

(3) 内容

ア 講義

- (イ) ボランティア活動を取り巻く環境（ニーズ、方向性等）について具体例（SDGs、子ども食堂、フードバンク等）を出して説明。
- (イ) 厚木市の状況（ボランティアセンター、市民活動補償制度等）について。
- (ウ) 地域との連携の重要性

イ グループワーク

実際に活動を始めるに当たって不安要素などを共有し、解決策、対応策等に

ついて考える。

(4) 参加者数 14人

3 ボランティアに関する相談事業

ボランティア活動に悩みを抱えている団体や、ボランティアに興味を持つ方からの相談に対し、助言等を行いました。

【令和4年度実施実績】

- (1) ボランティア相談員による相談件数 2件 (参考 令和3年度 1件)
- (2) 窓口での相談件数 12件 (参考 令和3年度 19件)
- 合計 14件 (参考 令和3年度 20件)

4 市民協働に関する周知活動

多くの市民の皆さんに市民協働の理解を深めていただくため、市民協働の意義や効果、事業例等について、広報やホームページにより、周知を行いました。

【令和4年度実施実績】

- (1) 5月 広報あつぎ5月15日号 (市民協働提案事業、市民活動推進補助金)
- (2) 6月 広報あつぎ6月1日号 (夏休みボランティア体験)
- (3) 2月 広報あつぎ2月15日号 (市民協働スキルアップ研修) ほか

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

運用状況

1 ボランティアセンターの設置

ボランティアセンターは、市民活動団体の活動拠点として、作業室や団体室、研修室を備えています。利用者は、印刷機や紙折り機、裁断機、ロッカー等を利用することができます。

主な役割は、市民活動団体の紹介やボランティアの募集情報等、ボランティアに関する情報を発信することです。

【令和4年度実施実績】

- (1) 登録団体数 74団体 (参考 令和3年度 78団体)
- (2) 延べ利用者数 14,080人 (参考 令和3年度 8,905人)

2 地区市民センター・公民館の設置

本市では、市内の15地区に地区市民センター及び公民館を設置し、自治会や市民活

動団体との連絡調整、地域活動への支援等を行っています。

また、会議室や集会室、印刷機等を使用することができ、市民協働の拠点として活用することができます。

3 地域集会施設建設費等への補助

自治会活動の拠点である地域集会施設の新築や増改築、修繕、借地・借家等の費用の一部を補助し、市民協働の基礎となる地域コミュニティ活動の充実を図っています。令和4年度末時点で、市内には132棟の地域集会施設が設置されています。

【令和4年度実施実績】

(1) 新築	0件(-1)
(2) 修繕	15件(-4)
(3) 借地・借家	15件(-4)
(4) 建物購入	0件(±0)
(5) 冷暖房設備の設置等	6件(+2)
(6) LED照明器具の設置等	6件(令和4年度から)
	合計 42件(+3)

※ () は前年度からの増減

4 市民活動補償制度

市民協働の担い手である市民活動団体が安心して活動を行えるよう、傷害事故や賠償責任事故が起きた場合に補償を行う制度の運用を行いました。

賠償責任事故		傷害事故	
身体賠償	限度額 1人 1億円	死亡	1人につき 500万円
	限度額 1事故 5億円	後遺障害	1人につき 15万円～500万円
財物賠償	限度額 1事故 500万円	入院	1日 2,000円
		通院	1日 1,000円

【令和4年度実施実績】

- (1) 賠償責任事故 1件 (参考 令和3年度 2件)
- (2) 傷害事故 2件 (参考 令和3年度 2件)

5 災害救援ボランティア活動補償制度

災害が発生した場合のボランティア活動を対象に、傷害事故や賠償責任事故の補償を行う制度の運用を行いました。

(市民協働推進基金の設置)

- 第10条** 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

運用状況

1 市民協働推進基金の積み立て状況

寄附の申し出があった場合は、あつぎ元気応援寄附金(ふるさと納税)として受け付け、寄附があった年の翌年度に基金として積み立てています。

【令和4年度実施実績】

基金の利子として123円を積み立てました。

2 市民協働推進基金の活用状況

市民活動サポート推進費に充当しており、基金を活用して市民協働スキルアップ研修を実施しています。

【令和4年度実施実績】

市民協働スキルアップ研修「厚木市ボランティア相談員によるボランティアの始め方」の講師謝礼に充当するため、50,000円を取り崩しました。

(令和3年度末基金残高) 508,054円 + (利子) 113円 - (取り崩し) 50,000円
= (令和4年度末基金残高) 458,167円

(市民協働推進委員会)

- 第11条** 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況

1 令和4年度市民協働推進委員会 開催状況

- (1) 第1回 令和4年8月2日開催
案件 ア 令和3年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について
イ 令和5年度市民協働提案事業の応募状況について・
- (2) 第2回 令和4年9月29日開催（書面会議）
案件 ア 令和5年度市民協働提案事業の第二次審査について
- (3) 第3回 令和4年10月2日開催
案件 ア 令和5年度市民協働提案事業の第二次審査について
イ 第二次審査（プレゼンテーション）
ウ 第二次審査の結果取りまとめについて
エ 厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について
- (4) 第4回 令和5年3月23日開催
案件 ア 市民協働提案事業の実施状況について
イ 市民協働推進基金の令和4年度における運用報告について
ウ 厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見書について

(評価等)

- 第12条** 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

運用状況

1 運用状況の評価

市民協働推進委員会からの意見書を踏まえて、条例改正は実施せず、引き続きこの条例に基づき、市民協働によるまちづくりを推進していくことを条例の評価としました。（令和2年10月）

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。